

【閲覧用】

令和3(2021)年第5回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和3 (2021) 年 5 月 11 日 (火)			
開催場所	飯塚市役所本庁 7 階 第1・2委員会室			
開会	午後 2 時		閉会	午後 3 時 2 分
議事及び 議決結果表	番号	件名	結果	備考
	議案第 27 号	農地法第 3 条の許可申請について	許可	4 件
	議案第 28 号	農地転用計画変更申請について	許可相当	1 件
	議案第 29 号	農地法第 4 条の許可申請について	許可相当	2 件
	議案第 30 号	農地法第 5 条の許可申請について	許可相当	9 件
	議案第 31 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について	決定	53 件
	議案第 32 号	農用地利用集積計画及び配分計画について	決定	1 件
	協議第 3 号	飯塚市都市計画審議会委員の選出について	決定	
	報告第 21 号	ビニールパイプハウス（農機具倉庫）の事前建設案件について	済	1 件
	報告第 22 号	令和 3 年第 4 回農業委員会総会 議案第 25 号における利用権設定面積の修正について	済	1 件
出席委員	報告第 23 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について	済	4 件
	報告第 24 号	農地転用完了等の報告について	済	
出席委員	農業委員	18 人	農地利用最適化 推進委員	12 人
欠席委員	農業委員		1 人	
署名委員	4 番	茅野 兵次郎	5 番	藤田 武治
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功
	主任	赤崎 政伸	主事補	野中 智仁
	主任	安藤 正紘		
その他の 出席者	経済部長 長谷川 司			

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	淺田 正次	○
9	岡松 美由紀	一	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（12名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	一	16	山本 真二	○
2	幸崎 黙	一	17	平嶋 正雄	○
3	三村 保始	一	18	田中 直敏	一
4	肘井 郁秀	○	19	原 寅雄	一
5	池永 雅行	○	20	藤井 光生	一
6	福間 健二	一	21	瀧本 康男	○
7	岡松 正利	一	22	中野 敏次	一
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	一
9	小畠 和廣	一	24	武本 正国	○
10	平畠 悟諭	一	25	山本 保利	一
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	一
12	岡松 明人	○	27	鳴田 正志	一
13	大谷 繁信	○	28	中村 勉	一
14	藤田 光幸	○	29	森田 輝巳	一
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	一

議案第 27 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16 番推進委員：山本委員)</p> <p>譲受人から 3 月に [] 、 [] の購入について相談を受けました。去年、今回購入の 2 枚の田んぼの上の段と下の段の何枚かを譲受人が購入されておりまして、実際に田んぼを作ろうとしたが、水をどこから入れたらいいかということで探しておられました。一緒に探しましたが、実は用水路はなく、田越しで上の段の水を、その下の今回購入の 2 枚の田んぼを通って、その下の段に水を流すということが、飯塚市の筑穂支所の係の方と一緒に探しましてわかりました。その後、譲受人が譲渡人に直接交渉をされて、今回この 2 枚の田んぼを購入することとなり、4 月に私の方に申請の報告がありました。譲受人は最近自宅近くの田んぼを 2 町ほど購入されて、きちんと耕作をされており、問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 27 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(15 番推進委員：田中委員)</p> <p>本件につきましては、4 月 17 日に譲受人の [] に説明を受けました。本件の農地は、譲渡人 [] と持分 1/2 の農地でありまして、譲渡人の [] は [] に住んでおられることから、今回譲受人の [] に贈与す</p>		

	るとのことでした。[REDACTED]は野菜を栽培・出荷もされており、農機具も揃っているため問題はなし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 27 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] 耕作面積 [REDACTED] [REDACTED] 耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]
備考	売買 ※第 4 項と関連
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(14 番推進委員：藤田委員) 去る 5 月 7 日に譲受人と案件の農地 [REDACTED] を現地調査しました。譲渡人は遠方で維持管理が困難ということで譲り受けたそうです。譲受人は耕作地 [REDACTED] あり、農機具一式が揃っており、要件は満たしているため、問題なし。
質疑・意見	(4 番推進委員：肘井委員) この件は 2 月下旬から 3 月上旬頃に、[REDACTED] 農区長の [REDACTED] のところに、譲受人の [REDACTED] が訪ねてこられました。譲渡人の宅地・畑・田んぼを一括して購入したいという話を伺いました。その中には田が 2 反半ほどあり、農業放棄地でもありますが、そこは谷間でありますので、埋め立てをするという計画があると隣接の [REDACTED] 農区の農区長から話を伺いました。その水田の下には、[REDACTED] 農区・[REDACTED] 農区の水田があります。それによって農業用水路も通っています。そういうことで埋め立てを行うならば、両農区に説明があるものなのか、農業委員会に申請の許可があるものか、お尋ねしたいと思います。 (事務局) 先程、ご指摘がありました件ですが、飯塚市農業委員会の申し合わせ事項によりますと 3 条申請で取得した農地は、一年一作をしていただきます。その後、農地改良行為あるいは一時転用許可、いわゆる嵩上げ高によって、県知事許可か農業委員会での許可かというような住み分けがございます。いずれにしても、農地の形状変更を伴う場合は所定の手続きを取っていただくことになります。その際には、水利関係承諾書も併せてご提出いただくことになりますが、今ご指摘の通り、下流の水利関係の懸念があるということをございましたら、1 年後先の話になってくるかと思いますけども、事務局から下流の地元水利組合の方からの要望があったので、協議の上、

	水利関係承諾書を提出する又は協議を行うというようなことを最終的に決めていく必要がございますが、そのような助言指導を行いたいと考えております。
審議結果	許可

議案第 27 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] 耕作面積 [REDACTED] 耕作者数
譲渡人	[REDACTED]
備考	売買 ※第 3 項と関連
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(14 番推進委員：藤田委員) 去る 5 月 7 日、譲受人と点在する農地、[REDACTED] を現地調査しました。譲渡人の諸々の事情により譲り受けたそうです。譲受人には耕作地 [REDACTED] あり農機具一式揃っており問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 28 号第 1 項 農地転用計画変更申請について

※議案第 30 号第 1 項と関連

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画に従った実施状況	造成まで完了	農地区分	1 種 (10ha 超の連担) (集落接続)
当初転用者	[REDACTED]		
承継者	[REDACTED]		
当初事業計画	一般住宅敷		
変更後事業計画	一般住宅敷		
備考	平成 8 年 3 月 1 日付け 8 飯農第 82 号にて許可を受けていたもの。 議案第 30 号第 1 項と関連。		
造成	当初転用許可に基づき造成済み。進入口で擦り付けを行う程度。		
進入口	申請地北東側で隣接する道路から進入。		

土留め	申請地南東側でコンクリートブロック壁を設置。南西側では土羽打ち。北西側では隣接宅地の既存擁壁を活用。
被害防除	申請地南東側でフェンスを新設。南西側ではウッドフェンスを新設。
雨水排水	申請地内に雨水枠を設置、集水後は南西側河川に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設し、処理水放流は雨水排水経路に同じ。
工事計画期間	平成3年6月15日から同年11月30日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用行為の実施主体が変更となつたため。 (事務局) 本案件は平成8年に転用許可を受けていたが、許可後の造成まで終わり、その後住宅が建たなかつたという状況の中で、今回計画の承継人が現れしたことにより、計画変更及び5条申請の同時申請となつたもの。
地区推進委員報告	(21番推進委員：瀧本委員) この案件については、ただいま事務局より説明がありました議案30号1項の農地法第5条許可申請との関連案件であり、今般、転用承継者 ■ が譲受人となり、申請されたところでございます。現地については既に造成は完了しており、形状変更はほとんどないということです。なお、生活雑排水対策については、合併処理浄化槽を設置し、雨水排水処理を含め、西側河川へ放流。そして、被害防除計画として、南側及び西側にはフェンスの施工を計画。また、本申請地は一種農地ですが、周辺農地とは東側4m幅の農道を隔てた位置にあり、営農活動に支障をきたすことなく、関係水利組合及び当該生産組合からの同意を得るとともに、関係機関との協議、調整もされていることから今般の許可申請は適切であり問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第29号第1項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■ ■		
申請人	■ ■	農地区分	3種 (300m以内に飯塚市庄内支所)

転用目的 施設の概要	貸資材置場敷
備考	隣接雑種地 481.00 m ² を含め、計画面積は 1,468.00 m ² となる。 令和 3 年 3 月 19 日付け飯塚市告示第 64 号にて農振農用地除外済み。
造成	最大 180 cm 程度の盛土工。 造成後の表面は砂利敷。
進入口	西側県道から幅 8m の既設進入路を利用。
土留め	北側、東側及び南側で間知ブロック擁壁を新設。 西側で隣接地既存擁壁に投げ掛け。
被害防除	北側、東側及び南側で高さ 60 cm のアルミフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜柵を敷設し南側水路に放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 3 年 6 月 10 日から令和 3 年 10 月 31 日まで。
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 4 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(26 番推進委員 : 松延委員) (代理 : 10 番農業委員 : 新開委員) 本案件については、平面図の 4 ページの西側に、■ の既存の資材置場が現在ございまして、そこが手狭になったということで裏側の田んぼを資材置場にしたいということです。4 月 28 日に申請人の代理人であります ■ と面談し、私も現地を確認しました。地元生産組合の同意も取れ、事務局の説明通りの施工がされるならば問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 29 号第 2 項農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■		
申請人	■	農地 区分	2 種 (500m 以内に飯塚市穂波支所)
転用目的 施設の概要	貸駐車場敷		
備考	なし		
造成	現況を均す程度。 (※補足説明①)		

	造成後の表面はアスファルト舗装。
進入口	南側市道から幅 7m の進入路を設置。
土留め	東側で隣接地へ投げ掛け。南側の一部で市道へ擦り付け。北側、西側及び南側の一部でコンクリートブロック擁壁を新設。 北側境界線から 50 cm の位置までセットバック。セットバック部分については張りコンクリート舗装。
被害防除	北側、西側及び南側の一部で 100cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜柵及び自由勾配側溝を敷設し、北側水路に放流。
生活雑排水	なし。
工事計画期間	令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第 4 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	① 隣接地 () 建設工事に伴う仮設事務所及び駐車場敷（一時転用）として利用した際に搬入した土砂をそのまま活用するもの。 ② 隣接地 () への取水口として申請地南側に溜柵及びVP管を新設。
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大谷委員) この案件につきましては、地権者から隣接している () に駐車場として正式に賃貸契約を締結するため、転用の申請をしたい旨の相談がありました。地元生産組合の承諾も出ていますので問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 30 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

*議案第 28 号第 1 項と関連

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	第 1 種 (10ha 以上の連担) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅敷 居宅 1 棟 135.80 m ² 建ぺい率 26.26%		

備考	贈与 議案第 28 号第 1 項と関連。
造成	当初転用許可に基づき造成済み。進入口で擦り付けを行う程度。
進入口	申請地北東側で隣接する道路から進入。
土留め	申請地南東側でコンクリートブロック壁を設置。南西側では土羽打ち。北西側では隣接宅地の既存擁壁を活用。
被害防除	申請地南東側でフェンスを新設。南西側ではウッドフェンスを新設。
雨水排水	申請地内に雨水枠を設置、集水後は南西側河川に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設し、処理水放流は雨水排水経路に同じ。
工事計画期間	平成 3 年 6 月 15 日から同年 11 月 30 日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用行為の実施主体が変更となつたため。 (事務局) 本案件は平成 8 年に転用許可を受けていたが、許可後の造成まで終わり、その後住宅が建たなかつたという状況の中で、今回計画の承継人が現れしたことにより、計画変更及び 5 条申請の同時申請となつたもの。
地区推進委員報告	(21 番推進委員：瀧本委員) この案件については、ただいま事務局より説明がありました議案 28 号の事業計画変更との関連案件であり、今般、転用承継者 ■ が譲受人となり、申請されたところでございます。現地については既に造成は完了しており、形状変更はほとんどないということです。なお、生活雑排水対策については、合併処理浄化槽を設置し、雨水排水処理を含め、西側河川へ放流。そして、被害防除計画として、南側及び西側にはフェンスの施工を計画。また、本申請地は一種農地でありますが、周辺農地とは東側 4m 幅の農道を隔てた位置にあり、営農活動に支障をきたすことではなく、関係水利組合及び当該生産組合からの同意を得るとともに、関係機関との協議、調整もされていることから今般の許可申請は適切であり問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 30 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■
-----------------	---

権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人			
転用目的	一般住宅敷		
施設の概要	居宅 1棟 76.59 m ² 建ぺい率 26.13%		
備考	売買		
造成	最大40cm程度の盛土工。		
進入口	南側市道より進入。		
土留め	北側、東側、西側及び南側の一部において、コンクリートブロック擁壁を新設。		
被害防除	北側、東側及び南側の一部において、高さ80cmのフェンスを新設。		
雨水排水	住宅周囲に溜枡を敷設し、南側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年7月12日から令和3年11月18日まで		
水利同意	■ 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12番推進委員:岡松委員) 4月19日に、譲受人が予定されております一般住宅の施工業者であります ■ の ■ より、詳細資料に基づきまして説明を受けました。現地は ■ の敷地がございましたけども、その一部を分筆し、住宅を建てたいとのことでございました。地元生産組合の承諾も受けておられますので、計画通りの施工であれば問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第30号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
権利内容	使用貸借権		
借主		農地 区分	2種 (10ha未満)
貸主			

	[REDACTED]
転用目的 施設の概要	桜植樹
備考	令和3年3月19日付け飯塚市告示第64号にて農振農用地除外済み。
造成	桜を植樹する以外は、盛土工、切土工はなし。
進入口	土地の形状変更はなく、現況のまま。
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。
被害防除	土地の形状変更はなく、被害防除措置の必要はない。
雨水排水	土地の形状変更はなく、現況のまま。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和3年6月15日から令和5年6月15日まで
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	桜の植樹により景観を向上させ、地域活性化を図る。
地区推進委員報告	(24番推進委員：武本委員) この転用計画につきましては、4月13日に申請人から説明を受けております。目的としましては、桜の植樹により景観を向上させ地域活性化を図ることであり、花が咲くようになれば駅付近や列車から見えると思います。地元生産組合及び隣接地の地主からの承諾も得ております、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅敷 居宅 1棟 84.00 m ² カーポート 27.09 m ² 建ぺい率 26.89%		
備考	なし		
造成	最大で30cm程度の盛土工。		

進入口	申請地西側の隣接する道路から進入。
土留め	申請地西側を除く周囲にコンクリートブロック壁を新設。
被害防除	申請地東から南側にフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に雨水樹を設置、集水後は西側の既設道路側溝に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設し、処理水放流は雨水排水経路に同じ。
工事計画期間	令和3年6月1日から同年12月31日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし (17番推進委員: 平嶋委員) 4月18日に■の代理の家屋調査士から説明がありました。申請者は貸主の娘婿でありまして、貸主と同居しております。その中で自宅建設をしたいということで話がありました。現地は集落に隣接しており、地元水利組合の同意もあるため、計画通り施工されれば問題なし。
地区推進委員報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
現地調査報告	なし
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■ ■ ■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■ ■		
転用目的 施設の概要	太陽光発電施設敷		
備考	売買		
造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工なし。		
進入口	申請地北東側で隣接する道路から進入。		
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。		
被害防除	フェンスを新設。		
雨水排水	申請地の西側を除き素掘り側溝を設置、既存道路側溝に放流。		
生活雑排水	発生しない。		

工事計画期間	令和3年7月1日から同年7月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金)自己資金で対応。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(5番推進委員:池永委員) 4月12日に代理人の行政書士白川氏と申請地に行き説明を受けました。転用の目的は、太陽光発電施設敷ということで、(他の申請案件を含め)畠地5筆を転用、また地元で事前説明会を開いたそうです。その中で、周辺ではイノシシが出ており、周囲の道路は通学路であることから、周りが整備されて良いのではないかと言われたそうです。雨水排水は道路側溝に自然放流、東側と北側の蓋掛側溝に自然放流、周りに用水路もなく水田もないということで地元の同意もあるため、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	太陽光発電施設敷		
備考	売買		
造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工なし。		
進入口	申請地南東及び北側で隣接する道路から進入。		
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。		
被害防除	フェンスを新設。		
雨水排水	申請地の北から西側に素掘り側溝を設置、既存道路側溝に放流。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和3年7月1日から同年7月31日まで		
水利同意	農区の同意あり。		

第5条第2項各号	(資金) 自己資金で対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	始末書添付。
地区推進委員報告	(5番推進委員：池永委員) 4月12日に代理人の行政書士白川氏と申請地に行き説明を受けました。転用の目的は、太陽光発電施設敷ということで、(他の申請案件を含め)畠地5筆を転用、また地元で事前説明会を開いたそうです。その中で、周辺ではイノシシが出ており、周囲の道路は通学路であることから、周りが整備されて良いのではないかと言われたそうです。[REDACTED]と[REDACTED]の間を挟んだ市道があり、両側にU字溝が敷設してあります。市道とU字溝の地下1mに[REDACTED]と[REDACTED]を結ぶ電気ケーブルを敷設する占用願いが出されています。雨水排水などは側溝へ自然放流し、地元の承諾も出ており、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	(19番農業委員：小山委員) 補足説明の中に始末書添付というのが書いてあります。この始末書添付について内容を教えていただきたいと思います。 (事務局) ご指摘の通り、始末書添付事案と確かにになっております。本件につきましては、実は申請地内に地域の福利厚生のためのゲートボール場が敷設されていたという状況を現認しております。これについて、当方で調べた中では転用許可を受けた事実が出てきませんでしたので、農地法違反状況ということでした。また、その設置されていた部分については、平成に入って間もなく整備されているというところが伺い知れました。従いまして、飯塚市農業委員会の申し合わせ事項の一つとしまして、合併前の違反行為については始末書添付ということで対応させて頂いているので、提出を求めたという状況でございます。
審議結果	許可相当

議案第30号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED]		

転用目的 施設の概要	太陽光発電施設敷
備考	売買
造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工なし。
進入口	申請地西側で隣接する道路から進入。
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。
被害防除	フェンスを新設。
雨水排水	申請地に素掘り側溝を設置、既存道路側溝に放流。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和3年7月1日から同年7月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金)自己資金で対応。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(5番推進委員：池永委員) 4月12日に代理人の行政書士白川氏と申請地に行き説明を受けました。転用の目的は、太陽光発電施設敷ということで、(他の申請案件を含め)畠地5筆を転用、また地元で事前説明会を開いたそうです。その中で、周辺ではイノシシが出ており、周囲の道路は通学路であることから、周りが整備されて良いのではないかと言われたそうです。雨水排水についても道路側溝への自然流入ということで、地元の同意もありますので何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	一般住宅敷 居宅 1棟 79.69 m ² カーポート 30.00 m ² 建ぺい率 22.38%		

備考	売買
造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工は行わない。
進入口	申請地北東側の隣接する道路から進入。
土留め	申請地西から南側では、既存コンクリートブロック壁をそのまま活用。北側では、隣接宅地の既存擁壁をそのまま活用。
被害防除	なし
雨水排水	申請地内に雨水枠を設置、集水後は東側の既設道路側溝に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設し、処理水放流は雨水排水経路に同じ。
工事計画期間	令和3年6月10日から令和3年12月10日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	付近に上水道がないため、井戸を設置。
地区推進委員報告	(4番推進委員：肘井委員) 4月20日に申請代理人の行政書士より連絡があり、計画の説明を受けました。宅地としては整地を行う程度であり、盛土工、切土工は行わず、既存コンクリートブロックの側溝側の壁をそのまま使用し、農業用水路周辺農地にも影響がないような計画になっております。地区の農区との問題もなく、図面通りに施工されれば問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号第9項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的	共同住宅敷		
施設の概要	共同住宅 1棟 236.30 m ²		
備考	売買		
造成	最大で90cm程度の盛土工。		
進入口	申請地東側の隣接する道路から進入。		

土留め	進入口を除いた周囲に擁壁を新設。擁壁は西側の一部でコンクリートブロック擁壁、その他はL型擁壁となる。
被害防除	申請地東側を除いた周囲にフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に雨水井戸を設置、集水後は東側の既設道路側溝に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設し、処理水放流は雨水排水経路に同じ。
工事計画期間	令和3年6月7日から同年9月30日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	新設擁壁と隣接地既存擁壁との隙間及び水路畦畔の表面には、コンクリート舗装の実施。
地区推進委員報告	(8番推進委員：大村委員) 4月15日に [] の担当者より図面を預り、共同住宅1棟を建てるという説明を受けました。後日、現地を確認しましたが、以前から耕作がされてない農地でありますので、農地転用をされても問題ないと思います。また地元農区の承諾も得ており、説明通り施工されれば問題なし。
現地調査報告	(事務局) 4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第31号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		160,901.00 m ²	
	畠		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		160,901.00 m ²	
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	54,723.00 m ²	26件
		(6年以下)	59,721.00 m ²	12件
		(10年以下)	37,594.00 m ²	14件
		計	152,038.00 m ²	52件
	飼料作物	(6年以下)	8,863.00 m ²	1件
		計	8,863.00 m ²	1件
	計	(3年以下)	54,723.00 m ²	27件
		(6年以下)	68,584.00 m ²	12件
		(10年以下)	37,594.00 m ²	14件
		計	160,901.00 m ²	53件
設定内容	別紙一覧表のとおり			

第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第32号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田	3,222.00 m ²		
	畠	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	3,222.00 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(10年以下)	3,222.00 m ²	1件
		計	3,222.00 m ²	1件
	計	(10年以下)	3,222.00 m ²	1件
		計	3,222.00 m ²	1件
設定内容	別紙一覧表のとおり			
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

協議第3号 飯塚市都市計画審議会委員の選出について

推薦依頼(1人)	1人
委員名	須堯 忠臣
前委員名	福澤 正剛
任期期間	2年（令和3年6月1日から令和5年5月31日まで。ただし、令和3年5月31日までの残任期間（2か月）は前委員とする。）
補足説明	都市計画基本方針等の策定や各種事業の計画決定に際し、調査審議を行うものです。例年、推薦依頼のあった時点での農業委員会会长が審議会委員となっております。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

報告第21号 ビニールパイプハウス（農機具倉庫）の事前建設案件について、下記の通り報告する。

土地の表示	所有者： [REDACTED]
	農振：農振農用地（青地）

	設置者 :
	令和3年2月上旬 市税務課よりビニールパイプハウス設置について情報提供あり
経緯	2月中旬 事務局にて調査（無許可での設置が判明）
	3月上～中旬 事務局にて設置者からの経緯聞き取り
	3月中～下旬 事務局及び正・副会長にて現地調査、協議
	4月上旬 事務局から地区担当農業委員を通じて設置者へ原状回復の指導
	4月下旬 原状回復完了

報告第22号 令和3年第4回農業委員会総会 議案25号における利用権設定面積の修正について報告する。

1 令和3年4月9日開催 議案第25号（審議分）

地目別 設定面積	田	62,806.00 m ²	
	畑	0.00 m ²	
	樹園地	0.00 m ²	
	採草放牧地	0.00 m ²	
	計	62,806.00 m ²	
	水稻	(10年以下) 60,507.00 m ²	10件
		計 60,507.00 m ²	10件
	大豆	(6年以下) 2,299.00 m ²	2件
		計 2,299.00 m ²	2件
	計	(6年以下) 2,299.00 m ²	2件
		(10年以下) 60,507.00 m ²	10件
		計 62,806.00 m ²	12件

2 令和3年4月9日開催 議案第25号（修正後）

地目別 設定面積	田	61,944.00 m ²	
	畑	0.00 m ²	
	樹園地	0.00 m ²	
	採草放牧地	0.00 m ²	
	計	61,944.00 m ²	
	水稻	(10年以下) 59,645.00 m ²	10件
		計 59,645.00 m ²	10件
	大豆	(6年以下) 2,299.00 m ²	2件
		計 2,299.00 m ²	2件
	計	(6年以下) 2,299.00 m ²	2件
		(10年以下) 59,645.00 m ²	10件

		計	61,944.00 m ²	12 件
--	--	---	--------------------------	------

報告第 23 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 3 月 31 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 3 月 31 日
結果	済		

報告第 23 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 4 月 5 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 4 月 5 日
結果	済		

報告第 23 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 4 月 19 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 4 月 19 日
結果	済		

報告第 23 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年4月19日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年4月19日
結果	済		

報告第24号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	別紙一覧表のとおり
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

(議長)

4月の総会でご意見を頂いておりました案件につきまして事務局より報告をさせます。

(事務局)

農業委員会事務局の田中でございます。前回、4月の総会時の協議の中でご意見をいただいておりました件につきまして、3件、事務局より報告をさせていただきます。

1件目は営農型太陽光発電の1年1作の考え方でございます。飯塚市農業委員会の取り決め事項にあります所有権を移転した場合の1年1作の考え方につきましては、皆様のご意見の通り、従来通りの取り扱いで1年1作後の一時転用を行っていただくこととさせていただこうと考えております。また、この営農型太陽光発電施設の一時転用につきましては、他市町における一時転用案件について、ただいま調査をさせて頂いております。執行部におきましても、継続して調査を進め、対応方法についても協議をさせて頂き、また事案が出た際につきまして、協議をさせて頂いて報告をさせていただきたいと考えております。

2件目は[REDACTED]違反転用の対応についてでございます。この件につきましては、申し訳ございませんが、違反転用からかなりの時間が経過している案件でございまして、只今調査を進めております。まず、地権者の調査、その後その地権者様との連絡等を取りまして、違反解消に向け継続して処理を進めてまいりたいと考えております。

3件目ですが、令和3年2月9日の第2回全体会議のその後はどうなっているのかとのことでございましたが、全体会議の協議は協議第2号の案件が全て終了しておりませんので開催したいと考えておりますけども、今回の総会冒頭にもありました通り、現在

のコロナウイルス感染拡大の状況、また明日からの福岡県における緊急事態宣言の発令などから、時期を見てご案内をさせて頂きたいと思いますので、ご理解の程を宜しくお願ひします。事務局からの報告は以上でございます。

(議長)

以上を持ちまして、総会を終了いたします。